

## 令和 7 年定例第 4 回市議会会議録（第 4 日）

令和 7 年 12 月 12 日 午前 9 時 30 分 定例第 4 回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1 番	諸 富 正 也	9 番	前 原 武 美
2 番	三小田 智 裕	10 番	上津原 博
3 番	黒 田 清 隆	11 番	荒 卷 隆 伸
4 番	河 野 一 仁	12 番	瀬 口 健
5 番	森 弘 子	13 番	中 尾 眞智子
6 番	奥 菌 由美子	14 番	中 島 一 博
7 番	吉 原 政 宏	15 番	宮 本 五 市
8 番	古 賀 義 教	16 番	牛 嶋 利 三

2. 不応招議員は次のとおりである。

な し

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	久保井 千代	係長	高野 志乃扶
参 与	田 中 裕 樹	書 記	池 田 祐 司

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市 長	松 嶋 盛 人	財 政 課 長	大 坪 康 春
副 市 長	森 田 泰 平	総 合 政 策 課 長	村 越 公 貞
教 育 長	藤 岡 育 代	企 画 振 興 課 長	渡 邊 満 昭
総 務 部 長	椛 嶋 晋 治	子 ども 子 育 て 課 長	甲 斐 田 美 紀
企 画 部 長	坂 本 生 治	環 境 政 策 課 長	中 村 栄 志
市 民 部 長 兼 市 民 課 長	松 藤 典 子	学 校 教 育 課 長	松 尾 郁 代
保 健 福 祉 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	田 中 聡 美	介 護 支 援 課 長 兼 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	山 下 優 子
環 境 経 済 部 長	岡 俊 幸	農 林 水 産 課 長	猿 本 邦 博
教 育 部 長	堤 則 勝	商 工 観 光 課 長	垣 田 智 章
消 防 長	北 嶋 俊 治	上 下 水 道 課 長	松 尾 友 博
総 務 課 長	平 川 貞 雄		

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 議案第51号 みやま市議会議員及びみやま市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第52号 みやま市放置自転車等対策条例の制定について
- (3) 議案第53号 みやま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第54号 みやま市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条

例の制定について

- (5) 議案第55号 みやま市バイオマスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (6) 議案第56号 みやま市営駐輪場条例の一部を改正する条例の制定について
- (7) 議案第57号 みやま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- (8) 議案第58号 令和7年度みやま市一般会計補正予算（第4号）
- (9) 議案第59号 令和7年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- (10) 議案第60号 令和7年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- (11) 議案第61号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (12) 議案第62号 みやま市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (13) 議案第63号 みやま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- (14) 議案第64号 みやま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (15) 議案第65号 みやま市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (16) 議案第66号 令和7年度みやま市一般会計補正予算（第5号）
- (17) 議案第67号 令和7年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- (18) 議案第68号 令和7年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- (19) 議案第69号 令和7年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- (20) 議案第70号 令和7年度みやま市水道事業会計補正予算（第1号）
- (21) 議案第71号 令和7年度みやま市下水道事業会計補正予算（第1号）
- (22) 閉会中の継続調査の申出について
- (23) 議員派遣の件

---

午前9時30分 開議

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議案第51号

○議長（牛嶋利三君）

日程第1. 議案第51号 みやま市議会議員及びみやま市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。奥菌総務常任委員会委員長お願いいたします。

○総務常任委員長（奥菌由美子君）（登壇）

皆様おはようございます。それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第51号 みやま市議会議員及びみやま市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月11日、椎嶋総務部長、大石行政委員会事務局長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本議案は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、同政令の規定に準じて定めることとしている選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの公費負担額を改めるものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、質疑に当たりましては、会議規則第55条の規定のとおり、全て簡明に行い、議題外の内容及び自己の意見を述べることがないようにお願いをいたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第51号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第51号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第51号 みやま市議会議員及びみやま市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

**日程第2 議案第52号**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第2. 議案第52号 みやま市放置自転車等対策条例の制定についてを議題といたします。

本件は総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めます。引き続き奥菌総務常任委員会委員長お願いいたします。

**○総務常任委員長（奥菌由美子君）（登壇）**

議案第52号 みやま市放置自転車等対策条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月11日、坂本企画部長、松尾契約検査課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本議案は、市が設置・管理する駐車場、市営駐輪場を除く駐輪場や道路等の公共の場所に放置されている自転車等について、市民の良好な生活環境の確保や、機能の低下を防止するため、撤去等に関し必要な事項を定める新たな条例を制定するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第52号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第52号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第52号 みやま市放置自転車等対策条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

### 日程第3 議案第53号

○議長（牛嶋利三君）

日程第3．議案第53号 みやま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は文教厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めます。中尾文教厚生常任委員会委員長をお願いします。

○文教厚生常任委員長（中尾眞智子君）（登壇）

それでは、文教厚生常任委員会委員長報告をいたします。

議案第53号 みやま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月9日に田中保健福祉部長、甲斐田子ども子育て課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、児童福祉法等の一部を改正する法律及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設や家庭的保育事業等利用乳幼児に対する健康診断の基準に変更が生じたため、関係

する条例を改正するものです。

主な内容としましては、児童福祉法の改正に伴い、保育所、認定こども園及び放課後児童クラブ等の職員による虐待があった際の通報義務等が創設されるとともに、内閣府令の施行に伴い、利用乳幼児の健康診断について、母子保健法に基づく乳幼児健診等の内容が保育所等の健康診断に相当するものと認められ、かつ保育所長等がその結果を把握しているときは改めて健康診断を行わないことができるよう改正がなされたため、本市の関係3条例を改正するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第53号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。

議案第53号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第53号 みやま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、委員長報告のとおり原案可決をされました。

**日程第4 議案第54号**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第4. 議案第54号 みやま市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定め

る条例の制定についてを議題といたします。

本件は文教厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。引き続き中尾文教厚生常任委員会委員長をお願いします。

**○文教厚生常任委員長（中尾眞智子君）（登壇）**

それでは、議案第54号 みやま市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月9日に田中保健福祉部長、甲斐田子ども子育て課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行により、こども誰でも通園制度が創設されたことから、事業所の認可等に関する適合基準を定めるため条例を制定するものです。

主な内容といたしましては、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て世帯に対し多様な働き方やライフスタイルにかかわらず支援を強化するため、現行の乳児教育・保育給付に加え、月に一定時間までの利用枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等での柔軟な保育施設等の利用ができる新たな通園制度として令和8年度から全国で実施されます。

その実施に当たり、内閣府の定める基準を基に市が条例を定め、乳児等通園支援事業の基準に適合する事業所の認可等を行う必要があることから、新たに条例を制定するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第54号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第54号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第54号 みやま市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、委員長報告のとおり可決をされました。

#### 日程第5 議案第55号

○議長（牛嶋利三君）

日程第5．議案第55号 みやま市バイオマスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。河野産業建設常任委員会委員長をお願いします。

○産業建設常任委員長（河野一仁君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、私のほうより産業建設常任委員会の委員長報告を行います。

議案第55号 みやま市バイオマスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月10日に、岡環境経済部長、中村環境政策課長及び関係係長等に出席を求め、委員全員出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、みやま市バイオマスセンターの体育館の解体に伴い、体育館の使用に関する項目を削除する必要があるため、条例を改正するものでございます。

みやま市バイオマスセンターの体育館については、跡地活用として、みやま市消防団山川南部分団の格納庫の建設が計画されており、令和7年10月23日から令和8年3月19日までの工期で、現在、解体工事を行っています。このため、今後の体育館使用はできないことから、関係する項目を削除するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第55号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第55号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第55号 みやま市バイオマスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

## 日程第6 議案第56号

○議長（牛嶋利三君）

日程第6．議案第56号 みやま市営駐輪場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。再び河野産業建設常任委員会委員長をお願いします。

○産業建設常任委員長（河野一仁君）（登壇）

再びでございます。議案第56号 みやま市営駐輪場条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月10日に城戸建設都市部長、石橋都市計画課長及び関係係長等に出席を求め、委員全員出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、市営駐輪場の名称及び位置並びに長期間放置されている自転車等の措置についての所要の整理を行うため、条例を改正するものでございます。

これまでみやま市営駐輪場としていた名称について、みやま市営自転車等駐輪場に改めるとともに、第2条の表について、これまでみやま市営瀬高駅前駐輪場として包括的に管理していた瀬高駅前の駐輪場について、正面側と東側をそれぞれ分割し管理するよう改めております。

また、改正後の自転車等駐輪場において長期間放置されている自転車等の措置について規定を追加し、適正な事務処理を図るものでございます。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第56号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第56号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第56号 みやま市営駐輪場条例の一部を改正する条例の制定につきましては、委員長報告のとおり原案可決をされました。

#### 日程第7 議案第57号

○議長（牛嶋利三君）

日程第7．議案第57号 みやま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めます。奥菌総務

常任委員会委員長をお願いします。

**○総務常任委員長（奥藺由美子君）（登壇）**

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第57号 みやま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月11日、北嶋消防長、岡予防課長、石橋警防課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本議案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令及び火災予防条例の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

主な内容については、林野火災に関する注意報の新設や、火災に関する警報の発令中における火の使用について制限区域の指定を可能とする規定の追加、また、火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等を明確にする改正などを行うものと、屋外等のテント等に設置される消費熱量が小さいサウナ設備に適用する基準を定めるため、対象火気設備等の種類に簡易サウナ設備を加えるとともに、火災の発生のおそれのある部分に係る防火上有効な構造に関する規定や安全を確保する装置等に関する規定などを整備するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第57号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第57号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第57号 みやま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

#### 日程第8 議案第58号

○議長（牛嶋利三君）

日程第8．議案第58号 令和7年度みやま市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第58号を採決いたします。

この採決は起立によって行ってまいります。

議案第58号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第58号 令和7年度みやま市一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決をされました。

#### 日程第9 議案第59号

○議長（牛嶋利三君）

日程第9．議案第59号 令和7年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第59号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第59号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第59号 令和7年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決をされました。

#### 日程第10 議案第60号

○議長（牛嶋利三君）

日程第10. 議案第60号 令和7年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第60号を採決いたします。

この採決は起立によって行ってまいります。

議案第60号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第60号 令和7年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決をされました。

#### 日程第11～第15 議案第61号～議案第65号

○議長（牛嶋利三君）

日程第11. 議案第61号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第15. 議案第65号 みやま市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの5件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

改めまして、皆様おはようございます。それでは、議案第61号から第65号までの条例の改

正につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、本年8月に国家公務員に対し出された人事院の給与勧告に基づき、関係法令が改正されることに伴い、これまでも人事院勧告に準拠して給与改定を行ってきた本市の経緯を踏まえ、条例の改正をお願いするものでございます。

令和7年人事院勧告におきましては、同年4月の民間給与との比較に基づく給与の改定が行われており、給与表の改定、期末・勤勉手当の引き上げ、通勤手当の引き上げ及び新たな距離区間の創設、また、宿日直手当の引き上げなども行われております。議案につきましては、以上の勧告内容に準拠しまして御提案するものでございます。

それでは、順に御説明をいたします。

議案第61号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、期末手当について年間3.45月であったものを0.05月引き上げ、年間3.5月に改定するものであります。

次に、議案第62号 みやま市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、先ほどと同様に、期末手当について年間3.45月であったものを0.05月引き上げ、年間3.5月に改定するものであります。

次に、議案第63号 みやま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、まず第1条の改正において、本年4月1日に遡って給料表を改定するとともに、期末手当について、年間2.5月であったものを0.025月引き上げ年間2.525月に、勤勉手当について、年間2.1月であったものを0.025月引き上げ年間2.125月とするものであります。これに伴い、期末・勤勉手当の支給月数は、年間4.6月から年間4.65月となります。

また、通勤手当について、自動車等使用者の使用距離区分ごとの金額を増額するとともに、第2条の改正において、65キロメートル以上から100キロメートル以上までの区分を新設するものであります。

第3条及び第4条につきましては、手当等に関連する条例について国家公務員に準じ、所要の改正を行うものであります。

以上の内容につきまして、第1条の給料表及び手当の改定は令和7年4月1日から、期末・勤勉手当の引き上げは令和7年12月1日から適用し、第2条の改正については令和8年4月1日から、第3条及び第4条の改正については令和7年4月1日からそれぞれ適用するものであります。

次に、議案第64号 みやま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、先ほどと同様に、給料表を改定するとともに、期末手当について、年間1.6月であったものを0.025月引き上げ、年間1.625月に、勤勉手当について、年間0.8月であったものを0.025月引き上げ、年間0.825月とするものであります。これに伴い、期末・勤勉手当の支給月数は、年間2.4月から年間2.45月となります。

以上の内容につきまして、給料表の改定は令和7年4月1日から、期末・勤勉手当の引き上げは令和7年12月1日からそれぞれ適用するものであります。

次に、議案第65号 みやま市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、みやま市一般職の任期付職員の採用に関する条例の規定に基づき、任期を定めて採用している教育職員の給与等について適正化を図るため、福岡県の人事委員会勧告に準じ、条例を改正するものでございます。

本市の中学校における少人数学級を推進するため、任期を定めて任用する教育職講師につきましては、教諭免許を取得し、教育に関する専門的な知識経験や優れた識見を活用して遂行していることから、福岡県の教育職の給与に準じた給与とすることが適当と考え、改正を行うものでございます。

具体的には、給与表について改定を行うとともに、教職調整額の支給について改正を行うものでございます。

以上、議案第61号から議案第65号まで一括して御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行います。

まず、議案第61号の質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで議案第61号の質疑を終わります。

次に、議案第62号の質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで議案第62号の質疑を終わります。

次に、議案第63号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで議案第63号の質疑を終わります。

次に、議案第64号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで議案第64号の質疑を終わります。

次に、議案第65号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで議案第65号の質疑を終わります。

議案第61号から第65号までの5件は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第61号から第65号までの5件は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論及び採決は議案ごとに分けて行ってまいります。

まず、議案第61号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第61号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第61号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第61号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償等

に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決をされました。

次に、議案第62号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第62号を採決いたします。

この採決は起立によって行なってまいります。

議案第62号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数です。よって、議案第62号 みやま市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決をされました。

次に、議案第63号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第63号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第63号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第63号 みやま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決をされました。

次に、議案第64号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第64号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第64号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数です。よって、議案第64号 みやま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決をされました。

次に、議案第65号について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第65号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第65号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第65号 みやま市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決をされました。

#### 日程第16～第21 議案第66号～議案第71号

○議長（牛嶋利三君）

日程第16. 議案第66号 令和7年度みやま市一般会計補正予算（第5号）から日程第21. 議案第71号 令和7年度みやま市下水道事業会計補正予算（第1号）までの6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

では、議案第66号から議案第71号までの令和7年度みやま市一般会計及び各特別会計、企業会計の補正予算について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

今回、追加いたします補正予算は、人事院勧告及び人事異動等による人件費の補正をお願いするものでございます。

まず、議案第66号 令和7年度みやま市一般会計補正予算（第5号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書68ページからでございます。

令和7年度みやま市一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出予算にそれぞれ98,761千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24,587,369千円といたしております。

まず、歳入予算について御説明申し上げます。

議案書74ページをお願いいたします。

11款1項1目の普通交付税98,761千円は、一般財源を調整し追加いたしております。

続きまして、歳出予算について御説明いたします。

歳出予算の人件費補正は、令和7年度の人事院勧告を反映し、所要額を計上いたしております。またこれに併せて、職員の人事異動や育児休業分などを反映させ積算いたしております。

さらに、各特別会計と調整いたしました特別会計繰出金を計上いたしております。

ここからは、別紙にて配付いたしております、追加議案予算関係資料にて御説明をいたします。

資料の3ページをお願いいたします。

ここでは、特別職についての補正内容を記載しております。

次に、4ページをお願いいたします。

こちらは一般職の補正内容を記載しております。

同ページの最下段になりますけれども、一般職の補正額は、一般会計及び各特別会計、企業会計の合算で77,397千円の増といたしております。

続いて、5ページは会計年度任用職員の補正内容ですが、最下段に記載しておりますとおり、補正額は29,006千円の増といたしております。

引き続き、議案第67号 令和7年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書118ページからでございます。

令和7年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,615千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,321,434千円といたしております。

それでは、123ページをお願いいたします。

歳入予算は、6款1項1目、一般会計繰入金及び、次のページの7款1項1目の前年度繰

越金をそれぞれ追加いたしております。

続いて、125ページ以降の歳出予算は、一般会計補正予算と同様に、9名分の職員人件費や会計年度任用職員の報酬につきまして、給与改定及び人事異動等による額を調整し、計上いたしております。

続きまして、議案第68号 令和7年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書131ページからでございます。

令和7年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,464千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ851,667千円といたしております。

それでは、136ページをお願いします。

歳入予算は、5款1項1目、事務費繰入金を追加し、次のページの歳出予算は、1款1項1目、一般管理費の職員人件費につきまして、職員2名分の人事異動等による額を調整し、計上いたしております。

続きまして、議案第69号 令和7年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について提案理由の御説明を申し上げます。

議案書142ページからでございます。

令和7年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、介護保険事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,165千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,214,410千円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ444千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21,601千円といたしております。

まず、介護保険事業勘定について御説明いたします。

議案書149ページをお願いします。

149ページから153ページまでの歳入予算は、歳出予算と連動し、それぞれ予算計上いたしております。

次に、歳出予算について御説明をいたします。154ページをお願いいたします。

154ページ以降の歳出予算は、一般会計補正予算と同様に、18名分の職員人件費や会計年度任用職員の報酬につきまして、給与改定及び人事異動等による額を調整し、計上いたしております。

続いて、介護サービス事業勘定について御説明いたします。

162ページをお願いいたします。

歳入予算は、3款1項1目の前年度繰越金を追加し、次のページの歳出予算は、2款1項1目の会計年度任用職員の額を調整し、計上いたしております。

続きまして、議案第70号 令和7年度みやま市水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書168ページからでございます。

令和7年度みやま市水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的支出予算に1,192千円を増額し、総額を495,352千円といたしております。

また、資本的支出予算に769千円を増額し、総額を500,159千円といたしております。

収益的支出予算、1款1項、営業費用の職員4名分の人件費及び資本的支出予算、1款1項、建設改良費の職員5名分の人件費につきまして、人事異動及び給与改定分を調整し、計上いたしております。

最後に、議案第71号 令和7年度みやま市下水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書181ページからでございます。

令和7年度みやま市下水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的支出予算に824千円を増額し、総額を718,948千円といたしております。

また、資本的支出予算に1,316千円を増額し、総額を712,656千円といたしております。

収益的支出予算、1款1項、営業費用の職員3名分の人件費及び資本的支出予算、1款1項、建設改良費の職員4名分の人件費につきまして、人事異動及び給与改定分を調整し、計上いたしております。

以上、議案第66号から議案第71号まで、一括して御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

ここで暫時休憩します。休憩後の会議は40分から再開いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時41分 再開

○議長（牛嶋利三君）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開してまいります。

先ほど来、市長のほうから提案理由説明をいただいておりますので、そのことに対する質疑を行ってまいりたいと思います。

まず、議案第66号の質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで議案第66号の質疑を終わります。

次に、議案第67号の質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで議案第67号の質疑を終わります。

次に、議案第68号の質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで議案第68号の質疑を終わります。

次に、議案第69号の質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで議案第69号の質疑を終わります。

次に、議案第70号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで議案第70号の質疑を終わります。

次に、議案第71号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで議案第71号の質疑を終わります。

それでは、議案第66号から議案第71号までの6件は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第66号から議案第71号までの6件は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論及び採決は議案ごとに分けて行ってまいります。

まず、議案第66号について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

それでは、これより議案第66号を採決いたします。

この採決は起立によって行ってまいります。

議案第66号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第66号 令和7年度みやま市一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決をされました。

次に、議案第67号について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第67号を採決いたします。

この採決は起立によって行ってまいります。

議案第67号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数です。よって、議案第67号 令和7年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決をされました。

次に、議案第68号について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第68号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第68号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第68号 令和7年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決をされました。

次に、議案第69号について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第69号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第69号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第69号 令和7年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決をされました。

次に、議案第70号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第70号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第70号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第70号 令和7年度みやま市水道事業会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決をされました。

次に、議案第71号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牛嶋利三君)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第71号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第71号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(牛嶋利三君)

起立多数であります。よって、議案第71号 令和7年度みやま市下水道事業会計補正予算(第1号)は議案のとおり可決をされました。

#### 日程第22 閉会中の継続調査の申出について

○議長(牛嶋利三君)

日程第22. 閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第111条の規定によりまして、タブレットでお配りをいたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りをいたします。委員長から申出のとおり、次の定例会まで閉会中の継続調査とすることについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牛嶋利三君)

御異議なしと認めます。よって、委員長から申出のとおり、次の定例会まで閉会中の継続調査とすることと決定をいたしました。

特別委員会につきましては、調査が終了するまで閉会中の継続調査となっておりますが、調査事項は別紙のとおりでございますので、御承知おきをお願いしておきます。

#### 日程第23 議員派遣の件

○議長(牛嶋利三君)

日程第23. 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りをいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定によりまして、タブレットでお配りをいたしましたとおりに議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、そのように議員を派遣することと決定をいたしました。

それでは、お諮りをいたします。本会議中、誤読などによる条項、字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第43条によりまして議長に委任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任することと決定をいたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和7年定例第4回市議会を閉会いたします。

午前10時52分 閉会

上記会議の次第は、久保井千代の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

みやま市議会議長 牛嶋 利 三

みやま市議会議員 三小田 智 裕

みやま市議会議員 黒 田 清 隆